

## 社会福祉法人いこま福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いこま福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び退任手当を支給する。
- (2) 理事長に対する退任手当は、任期満了、辞任又は死亡により退任したときに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- (3) 理事長でない理事、監事及び評議員については、業務に応じた報酬と退任手当を支給する。退任手当の支給時期は前号に準じるものとする。
- (4) 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- (5) 施設の職員を兼務する理事（理事長を除く）に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表第3により支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退任手当については、別表第2に定める額

(理事長でない理事、評議員及び監事の報酬等の算定方法)

第5条 理事長でない役員及び評議員の報酬の額は、次の各号による。

- (1) 役員に対する報酬については、別表第3に定める額
- (2) 評議員に対する報酬の額については、別表第4に定める額
- (3) 退任手当については、別表第5に定める額

(費用の弁償)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、別表第6に定める額並びに一般職員出張旅費基準に準じて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期に支給するものとする。

(1) 理事長に対する報酬：毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第8条の規定に準じて支給)

(2) 役員等に対する退任手当：任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内

2 理事長でない役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(これをもって従前の社会福祉法人いこま福祉会役員等報酬規程は廃止する)

別表第1 理事長報酬

理事長 非常勤役員	月額200,000円
理事長 職員給与との供給	月額100,000円

別表第2 理事長退任手当

理事長の退任手当の額は、100,000円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

在任期間1年以上10年未満	1年につき125/100
在任期間10年以上20年未満	1年につき135/100
在任期間20年以上30年未満	1年につき150/100
在任期間30年以上	1年につき135/100

別表第3 理事長でない役員に対する報酬

(1) 理事

理事会等への出席	1日につき10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日につき5,000円

(2) 監事

理事会等への出席	1日につき10,000円
法人・施設業務のための出勤	1日につき5,000円
監事監査（監査報告書の作成を含む）	年額60,000円

別表第4 評議員に対する報酬(日額)

評議員会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第5 理事長でない役員及び評議員に対する退任手当

在任期間	1年につき5,000円
------	-------------

別表第6 出張に要する旅費

旅費	実 費
宿泊費	(国内) 1泊 12,000円 (海外) 1泊 実 費
日当	職員旅費規程に準じる
その他	実 費